

令和7年度 第6回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	令和8年3月5日（木）午前9時30分から午前10時45分まで
開催場所	白井市役所本庁舎 2階 災害対策室2
出席者	吉井会長、岡澤副会長、竹内委員、大嶋委員、折原委員、増子委員
欠席者	稲葉委員
事務局	元田市民活動支援課長、石田市民活動支援係長、渡邊主査補
傍聴者	0名
議題	市民参加条例の見直しについて
資料	①資料0 第6回次第 ②資料1 白井市市民参加条例の見直しについて ③資料2-1 千葉県内の市民参加条例等比較 ④資料2-2 県外の市民参加条例等比較

（会議内容）

●1 開会

●2 会長あいさつ

●3 議題

議題（1）白井市市民参加条例の見直しについて

事務局説明

○事務局

まず事務局案について御説明をさせていただいて、その後、皆様に意見を伺う形で進めさせていただきたいと思えます。

また、資料2-1と2-2につきましては、以前配付した資料と同じものを他市町村の動向を再確認するために、改めて参考として配付したものととなりますので、資料1を基に会議を進めさせていただきます。

まず、「1 前提条件」を御覧ください。こちらは資料の前提条件となっております。この資料は、前回掲示したものについてのみ記載をしているため、次の内容については除いております。

まず、字句等簡易なもの、時代にそぐわないものと、市で前もって検討が必要なもの、署名等による直接請求に関することとなります。あらかじめ御了承ください。

では、本題に進めさせていただきます。

続きまして、その下の「2 事務局案（現行条文に規定されているもの）」を御覧ください。こちらは、現行条文に規定されているものとなっております。こちらから説明させていただきます。

まず、「（1）実施機関の拡大に関すること」についてです。事務局案は、②と書いてあるところのとおり、対象機関を拡大し、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を追記することとしました。

理由につきましては、市民参加条例制定時に、第6条第1項に規定する具体的な計画及び条

例等が存在していなかったため、実施機関から外していましたが、今後発生する可能性や、他市町村の状況を鑑みて追記するものとなります。御意見等ありましたら、お願いいたします。

会長に進行をお返しいたします。

○会長

では、事務局から御説明がございましたけれども、この件について、各委員から御意見いかがでしょうか。

○●●委員

期間という字は、機関ですよ。実施機関から外した機関は、木への機関。理由の実施期間は間違いではないでしょうか。

○事務局

2行目のところでしょうか。誤りのため訂正させていただきます。大変申し訳ございません。

○会長

いかがでしょうか。御意見等ございますか。基本的には、これで良いということであれば、特に御意見なしということが良いですか。

○事務局

特に御意見等が無いようでしたら、先に進めさせていただきます。

○会長

お願いします。

○事務局

続きまして、2ページ目の「(2) 市民参加の対象に関する事」についてになります。事務局案としては、②のアからウのとおりといたしました。

まず、アですが、憲章、宣言等を新設するをいたしました。理由につきましては、地方公共団体が定める憲章、宣言等につきましては、一部を除き、法的な拘束力があるものではなく、達成すべき共通の基準や目標を掲げるもので、市民に責務を課す、または権利を制限するようなものではございませんが、議会案件のものについては、広く市民の意見を取り入れたほうがよいと考えたためです。

イ、制度については、新設しないをいたしました。理由につきましては、他市町村の条例に制度を含んでいる団体が県外には見られましたが、対象となる具体例は、通学区域、選挙区域、ごみの分別等の見直しが多く、市民に重大な影響を与えるものではないこと、また、導入することで市民参加の対象が拡大され過ぎてしまう懸念があるため、新設しないこととしました。

続きまして、ウ、大規模な施設の解釈に関してですが、こちらは変更はいたしません、1億5,000万円以上の工事と明記することといたしました。理由につきましては、議会の議決を要する案件は、社会通念上、市民参加を実施すべきであることと、他市町村の解釈がおおむね5億円、または10億円以上でしたが、聞き取りを行ったところ、数字に明確な根拠が見受けられなかったため、解釈は現行のままをいたしますが、定義を明確にするため、1億5,000万円以上の工事と明記することといたしました。

御意見等ありましたら、お願いいたします。

○会長

いかがですか。御質問、御意見等ございますか。

○事務局

補足等が必要であれば、こちらから説明いたします。この感じだと、意見が出ずに終わってしまいそうですので。

慎重に審議しているものではありませんけれども、意味の説明等が必要であればお願いいたします。

○●●委員

ウのところ、他の市町村の解釈が概ね5億円、10億円としているが、聞き取りを行ったところ明確な根拠が不明ということなので、白井市については1億5,000万円にするということなのですけれども、1億5,000万円のほうが金額が少ないので、対象となる案件が多くなるという理屈になると思うのです。

そうすると、他市町村が5億円から10億円だったら、そのぐらいの金額にしてもいいのではないかなと思うのですが、1億5,000万円にされた理由をお聞きしたいです。

○事務局

現状として、1億5,000万円以上という解釈が分かりづらくなっているのですけれども、こちらを見ていただくと、1億5,000万円以上の工事を対象にするというわけではなくて、第5号の「市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る」の部分なのですけれども、最近白井市で建設した施設というと、西白井コミュニティプラザになります。

その前は、白井コミュニティセンターで10年に1施設ぐらいしか作られていないという状況なのですが、西白井コミュニティプラザについては、おそらく5億円未満であるため対象外になってしまうと思われま。

○●●委員

対象ではなくなってしまう。

○事務局

5億円未満であれば、対象ではなくなります。白井市の場合、議会で議決されているのは、1億5,000万円以上の工事等の計画が対象になっているので、道路整備等も対象になるのです。

ただ、今回の場合は、市民の公共の用に供される大規模な施設という前提がきてしまうので、5億円だとほぼ該当がなくなって、数年に一度になってしまう。10億円になると、直近では、現庁舎建設が約44億円程度で対象で、現庁舎建設工事期間は平成28年度から平成29年度となります。その他では、ここ20年ぐらいでは、対象が無くなってしまう可能性があります。

○事務局

そのぐらいのスパンと金額なので、対象がほぼなくなってしまう恐れがあるので、1億5,000万円でも良いと考えています。過剰に多くなるわけではないというのが現状ですが、大規模な施設が何かというのはずっと課題になっていまして、そこをある程度明記して分かりやすくしたほうが良いと考え、明記するという事務局案です。

○●●委員

分かりました。ありがとうございます。

○●●委員

イについてで、また繰り返になってしまうかもしれないですけれども、制度についてというのは、制度を策定するときに市民参加をするという話ですか。

○事務局

はい。以前、他市町村を調べたときに、こういった制度についても範囲としているような市町村が幾つか見られましたので、導入するかを考えたところではあるのですが、他市町村の制度というのが一体どういうものが該当するのかというところを調べたところ、通学区域、選挙区域ですとか、ごみの分別等を決めるときに対象としている市町村があったのですが、市民に大きな影響を与えるものではないというところを判断をいたしましたのと、制度を対象にしますと、今後いろいろな制度が新たに策定されてくると思うので、拡大され過ぎてしまう懸念があります。

例えばファミリーシップやパートナーシップ等は、以前はあまり話題になっていなかったのですが、最近話題になっていると思います。何でも対象としてしまうと、今後そういった制度がたくさん出てきたときに、拡大され過ぎてしまうという懸念もあるので、今回は新設しないいたしました。

○事務局

条例に位置づけないだけであって、ごみの分別等については、それぞれ意見を聞いたりとかはしますし、環境審議会等で審査を行い決定していると思うので、この制度というのが、施策なのか、制度なのか曖昧なものとなります。

一般的には施策に基づく制度というのが多くて、制度を実施するときに、市は要綱等を作るのですが、そういうものに対して、条例で規定されているものは、市民参加条例に記載しなくても良いという考えで、今回、事務局案として出させていただきました。

○●●委員

ありがとうございます。今回、条例についてここで話しているのも、割と制度に対する市民参加だと思ったのですが、実質的にはやってはいるけれども、条例には記載しないという感じなのですか。

○事務局

例えば市の場合では、あらかじめ計画などを策定して、その上で制度をつくるという形になってくるので、先ほどのごみの分別を例に話しますと、おそらく審議会等で審査を行っていると思われま。

○●●委員

では、計画の下に制度がある形ですか。

○事務局

はい。その他の条例等になってくると、当然議会の案件になってくるので、この中で市民に義務を課し、または、権利を制限する条例などの制度については、もともと対象になっているので、それ以外の部分というのが、制度としては、比較的漠然としている部分だという気はしているのです。

今回、そのこのところどこまでやれるかというのが、なかなか判断が難しいので、この条例の中で明記することは難しいということで、事務局案として出しているところです。

○●●委員

分かりました。ありがとうございます。

○●●委員

一つよろしいでしょうか。

○会長

どうぞ。

○●●委員

今の●●委員の御質問に少し関連しているのですが、アの関係で、憲章、宣言等については新設しますが、制度は新設しない。11月25日に出していただいた資料、この件に関する資料を拝見いたしますと、憲章、宣言、市民生活に重大な影響を及ぼす制度、計画の策定、または変更等というような追加対象例として記載がされておりましたが、単純な話ではないかと思うのですが、ここの制度を導入しないで、宣言、憲章等を新設するというような理解でよろしいということでしょうか。

○事務局

他市町村にヒアリングしたりですとか、条例や施行規則を確認させていただいて、その中で、憲章や宣言を入れている理由になりますが、憲章、宣言というのは、それほど多く行われているものではなくて、平和宣言等が行われていると思うのですけれども、憲章や宣言については、義務を課したり、権利を制限するものではなく、法的な拘束力がないものになります。

ただ、議会の案件になっています。理由としては、議会案件のものについては、広く市民の意見を取り入れたほうが良いという考えで、他市町村が行っているということだったので、議会案件のものについては、通念上、白井市も必ず市民参加を入れたほうが良いのではないかと考えまして、こういった記載をさせていただきました。

○事務局

都市宣言と呼ばれるものなのですけれども、白井市では5つ宣言をしているのですけれども、例えば船橋のような大きな市でも、調べましたら、3つしか宣言していないという状況なので、あまり頻繁にあるものではありません。

白井市は、平成12年の健康文化都市宣言が最後となります。平成12年の宣言が最後なので、本当に10年に一度くらいのスパンで宣言をしていることが多いです。白井市では都市宣言という位置づけでも、憲章は行っていません。

○会長

はい、どうぞ。

○●●委員

イのところを読んでいて、少し違和感があるところは、最後のところが、市民参加の対象が拡大されてしまう懸念があるという書き方だと、少し誤解を招くと思います。やはり重要なことは、拡大されてもやるべきだとは思っているので、市民参加の対象が拡大され過ぎると、市民の負担というのも増えるので、そのあたりのバランスも大事と考えていらっしゃると思うので、そのあたりのニュアンスが伝わるようにしたほうが良いと感じました。

○事務局

そうですね。趣旨としては多分、恣意的にならないようにという意味で書いているのですけれども、この表現だと後ろ向きな感じになってしまうと思います。おっしゃるとおりだと思いますので訂正させていただきます。

○会長

いかがですか。この項目については、よろしいでしょうか。

○事務局

もし、よろしければ、次に進めさせていただきます。

○会長

はい。では次に進んでください。

○事務局

続きまして、3 ページ目、「(3) 市民参加の方法の見直し」についてになります。

事務局案は、②現行のままとするといったしました。理由につきましては、他市町村の事例から幾つかの方法について検証いたしましたが、次の理由によって、現行のままといったしました。

まず、市民政策提案手続についてですが、こちらは、前回の会議でもお伝えいたしましたけれども、他市町村に確認を取ったところ、10年以上提案がなく、形骸化しているケースが多くみられたことが大きな理由としてあります。

市民会議につきましては、市民が主体的に集まる手法となっているため、個別の計画や条例について意見を募集するものではないため、本条項の趣旨にはそぐわないと判断いたしまして、なしとしました。

公聴会につきましては、重要事項を決定する際に、利害関係者や学識経験者の方から意見や知識を聴取する方法となりますが、審議会でも同様の効果が期待できることと、その他の方法としても実施できるので、特に明記をしないこととしました。

最後になりますが、直接請求以外の署名等という形なのですが、こちらは、よく署名活動を行っているケースがあると思うのですが、署名を集めて市に意見を提出するような形なのですが、直接請求のように地方自治法で規定されているものがあります。

こちらは、市長のリコール等が対象となりますが、対象にならないものについては、特に法律の規定がなく、市民が主体となるものになりますので、市民会議と同様、手法に含まないことといたしました。

また、意見交換会とワークショップについては、位置づけが、どちらがどちらなのかということがちょっと曖昧になっているところがあるため、今回の見直しで両者の違いを明確にする必要があると考えております。

御意見等ありましたら、お願いいたします。

○会長

いかがでしょうか。

すみません、一つだけ。直接請求になる署名等という中に入る部分としては、例えば、陳情というのがありますよね。ああいうものも、この類いで入ってくるということですかね。

○事務局

陳情については、議会に陳情する場合と、市に陳情する場合があつて、議会に陳情する場合については、地方自治法という法律で細かく規定をされているところです。

市長への陳情、行政部局への陳情というのに関しては、いわゆる市長の手紙ですとか、そういうものも一つの陳情の形としてみなされているので、市長へのものについては、この書面をもって署名とともに陳情するという方法はあるのかもしれませんが、そこについて、法的な規則とか拘束力というのは全くない状態になっています。

少し分かりづらいのですが、議会の場合は、ちゃんと陳情は処理しなければならないということで決まっているので、主に議会に陳情処理するということになっています。

○会長

反対に、議会に対しての個人個人の動きというのは、そこに入っていきから、特に市民参加

とは、少し違うという感じになるのですかね。

○事務局

法律上、定められているものになりますので、議会を市民参加とするかしないかは、いろいろ判断が分かれるところではありますけれども、議員は市民で成立していますので、基本的にはそこで、しかるべき議会の機能として、政策立案と審査機能及び行政の監視がありますけれども、その監視、審査の部分に立脚している制度にはなると思っていますので、議会については、法律で担保されているという状況になります。

○会長

分かりました。ありがとうございます。

○事務局

ただ、一般に署名活動というのは、企業や市に対して、～してはいけませんとか、そういう理由でやることが多いのですけれども、法律の根拠はありません。

例えば市民しか署名できないわけでもないですし、扱いが難しいところではあるのですが、今回ここで位置づけない理由は、本条例の市民参加は、市が行うものが対象となるので、市が署名活動をするというのは、あまり想定しにくいです。

以前、北総線の運賃値下げに関しては、市民の活動に対して、市も協賛するような形で署名活動には参加しましたがけれども、基本的に市が実施するというのは、想定しづらいところだと思っています。

政策提案手続などは、以前、学識のお二人の先生から、明文化することによるリスクが大きいという話を頂いたところを踏まえて御意見等ありますでしょうか。

○●●委員

そうですね。事業提案等が行われているところはあると思うのですが、政策提案は軌道に乗っている事例はあまり見受けられません。

○事務局

ちなみに事業提案は、今後、市でも施策として実施する予定ではあります。補助制度や共催等の支援を行う事業提案制度は考えています。

○●●委員

そちらのほうがおそらく良いと思います。

○会長

ありがとうございます。

○事務局

ありがとうございます。

では、続きまして、4ページになります。「(4) 意見の公表方法の見直し」についてとなります。事務局案は、②のアからウのとおりいたしました。

「(2) 市の広報誌への掲載」を削除します。理由は、広報しろいが月1回の発行となりましたので、紙面上の都合もあることから、必須ではなく推奨とするものとなります。こちらの運用としては、現在もこういうやり方でやらせていただいていたので、実態に条例を合わせるような形になります。

「イ、図書館への配置を新設する」については、図書館の立ち位置が今まで曖昧となっていましたので、情報公開コーナーとみなすという形で実施してきたところではあるのですけれど

も、明文化したほうが良いと考えましたので、明記することとしました。

ウ、その他効果的に周知できる方法については、除外することといたしました。現行の条文の内容をそのまま解釈いたしますと、第1項の文言では、「次に掲げる方法によるものとする」と書かれておりますので、このままだと、どれかを行えば良いという表現であるため、こちらを必須とする表現に変更させていただいて、変更に伴って、その他効果的に周知できる方法につきましては、必ずしも行う必要はないので、条例からは除外することを案といたしました。意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○会長

皆さん、いかがでしょうか。御意見等、あるいは御質問等ございますでしょうか。

○●●委員

この間、LINEでパブコメ募集している事例があって、これだったら、登録されている方は見てみようと思うと思ったので、これをなくしてしまうのは、これまでここで議論してきたSNSの活用というところが無くなってしまおうと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局

一応、こちらが公表方法の見直しになりますので、周知はまた後にご説明いたします。

そもそも条例に周知の方法が、パブリックコメント以外について記載していませんでしたので、後に、条例にない部分のところでご意見を伺いたいと思います。

○●●委員

よろしいでしょうか。

○会長

どうぞ。お願いします。

○●●委員

事務局案のイのところ、図書館に配置を新設するとございますが、この図書館というのは、各公民館に設置されている図書室を含むということでしょうか。

○事務局

現行と同じで、文化センターの図書館に情報公開コーナーと同じようなものがありますので、現状でも必須条件にしているところですが、その図書館のことを指すという形です。

○●●委員

分かりました。なかなか文化センターにある図書館って、住んでいる地域の地理的な問題もあるかと思うのですが、行く機会がそうないので、そのことを考えると、地域にある公民館の図書室でも利用できると、利用しやすいと個人的に感じたものですから質問させていただきました。

○会長

その点について、例えば図書館及び図書室といった場合に、例えばスペースといった問題が出てくると思いますが、その点はどうか。

○事務局

はい。図書館については、郷土史関係のコーナーのところと一緒に設置されているところです。図書室については、全てのセンター等で行うのはスペースの都合上、少し難しいと思っています。

ただし、計画書に関しては、全ての図書館、図書室に備えつけることになっています。また、

各職員が設置を行っているという状況なので、例えば月1回会議があるような会議ですと、労力的には、書類を持っていくのは難しいとは思っています。どちらかという、ホームページに集約していくほうがよろしいのではないかと個人的には思っています。

スペースの関係と労力と、見る人が折り合わないのではないかと感じてはいます。

○会長

でも、図書館への配置を新設するという、そういう形で載るということは非常に良いことですよね。

○事務局

図書館は設置したほうが良いと思うのですが、図書室になるとという話です。

図書室まで行くと、西白井コミュニティプラザ、白井コミュニティセンターは図書室がないので。

○●●委員

全部にあるわけではないのですね。

○事務局

はい。そこはどうするかも議論する必要があります。

○●●委員

そうしたら、図書館を除くと、全て情報伝達するツールがないと見られないですよ。

図書館を除くと紙ベースで捉えられるツールがないことになりますよね。例えば高齢者の方とかは、目にできない方が多くなる恐れがありますよね。

○事務局

市の情報公開コーナーや図書館は紙ベースで設置されています。

○●●委員

でも、市庁舎まで来ないと見れない。先送りの話ではないですが、市の端の方に住んでいると、なかなか来られない。それであれば、各センター等の掲示板に貼っていただけたらうれしいと思うのですけれども。

○事務局

結果の公表では、公表するものは会議録等になりますので掲示は難しいです。

○●●委員

公表するときは、次に掲げる方法により、なのでその中に図書館を入れるのであれば、例えば各センターや公民館等にも、置いたほうが良いのでは。

○事務局

正直なところを言いますと、管理が難しいという面があります。情報なので、見やすく配架をする必要があると思っています。

○●●委員

でも、市民参加させたいのですよね。

○事務局

ただ、これは意見として伺うので、否定するものではないですが、例えば各センターに行って配架をするだけで、おそらく1回につき2時間はかかります。

○●●委員

それはよく分かります。

○事務局

必要な手続だという話は当然分かりますが、職員感覚として難しいと考えています。市民として、それが今回ここで議論していただく内容なので、否定するものではないですが、正直なところ多くの職員が難しいと感じるとは思います。

もちろん行うのはやぶさかではないですけれども、スペースの問題もありますし、難しいというのは、意見として述べさせていただきます。

○●●委員

反対に、例えば富士とか桜台の人が、パソコン等のツールがなくて、知りたいと思ったら、庁舎まで来なければならない。それと、市の方が少し手間かもしれないけれども、地域にある公民館等に貼りに行くのと、どちらが市民サービスになるのかという気はするのです。どちらが市民マターなのかと。そこは少し考えていただければと。

○事務局

市の考えとしては、現状、携帯電話の利用者のほとんどがスマートフォンを使用しており、今後もスマートフォンに方式が変わっていくと思われまので、多くの人がデジタルでアクセスできる環境になることは事実だと思うのです。どちらが良いのかというのは、やっぱり意見を踏まえて考えたいと思います。

ただ、今日は決定でなくて良いのですけれども、審議会として決定していただく必要はあります。今日は論点出しの部分ですので、こういう方向に進めますというところなのですけれども、その辺りは、答申の段階でどうするか、御意見頂ければと思います。おっしゃる意味も当然分かりますし、そういう状況もありますよという話なので、後日、審議会で、決定をしていただければと思います。

○会長

その件に関して1点だけよろしいでしょうか。

今のお話の趣旨としては、要するに市役所だけではなくて、市の各所に点在をしている例えば各センター等に当たるところというのは、白井市の場合には何か所ぐらいあるのでしょうか。

○事務局

いわゆるセンターと呼ばれるものに関しては、白井駅前センター、西白井複合センター、富士センター、白井コミュニティセンター、西白井コミュニティプラザ、桜台センター、公民センター、福祉センターの8か所になります。そのうち図書館があるのが4つ。富士センター、駅前センター、複合センター、桜台センターの4か所で、公民センターには図書室があります。

○会長

そこを時々拝見しますけれども、市からのお知らせ的なものというのは、よく提示されていますよね。

○事務局

お知らせは、掲示しています。今回議題にしているのは、こういう会議の会議録等の資料を置くかどうかという話です。ですから、置けるのは5つだけという形にはなりません。

○会長

それは、あることはあるということですよ。

○事務局

そうですね。パブリックコメントなどを実施するときは、各センターに配架をして、見れる

状態になっています。

○会長

周知と公表方法ということで、少し違うでしょうからね。

○事務局

周知と同じ方法で出したほうが良いという意見も正しいと思うのです。先ほどおっしゃられたように、周知をしたのだから、同じ場所にフィードバックを行うという考え方も当然あると思っています。周知の場合については、負担は1回だけで済むのですけれども、会議公開のお知らせについては、負担が大きいため掲示はしていません。

しかし、パブリックコメント等の個別の市民参加を行うときは、掲示している状況です。

○●●委員

でしたら、単純な話なのですけれども、市の担当課から、メールで各センター8か所にデータを送って、センターの方が、見たい方が来たら出力して見せてあげるとか、見れるようにするだけで、手間は省けるのではないのでしょうか。

○事務局

センターの職員は市の職員ではないので、仕様に含めるのと、もう一つ必ずリストは作る必要があると思われます。おそらく見る方が見たい事業等があるかどうか分からないから、リストを作り、配架しておくということですよ。その辺の仕事量とかを考えると、指定管理事業なので、難しいかもしれません。

○●●委員

そうすると、例えばパソコン等がない方が各センターに行って、市のホームページ見たいのですがと言ったら、今は見ることはできますか。

○事務局

施設予約ができるから、インターネットに繋がるパソコンはあるとは思いますが、申し訳ありません。閲覧制限があるのかは把握しておりません。

○●●委員

例えば、ホームページだけでも見られるようにしておけば、自分は端末を持っていなくても、そこに行ったら市のホームページが見られるのかと思ったのですけれども。そうすると、今それで集約が簡単に出来ると思われます。

○事務局

以前は、全てのところにパソコンの設置、Wi-Fiを各センターに入れている状況がありましたが、今どうなっているかは把握していません。

○事務局

施設予約システムのパソコンが活用できると思われます。

○●●委員

施設予約が見られるということは、市ホームページも見られるのではないですか。

○事務局

他のサイトを見る想定ではないかもしれませんが、おそらく、議事録見ると、10分～20分パソコンの前にはいないといけないので、それを許しているかどうかは課題となります。施設予約用のパソコンは確実にあるのですけれども。

○会長

そうすると、例えば市の行政の組織の中で、各センターは、昔の出張所とは少し違う立場ですかね。

○事務局

センターの設置目的は生涯学習のための施設であったり、コミュニティのための施設であって、出張所機能はなくなりました。

○会長

個人的には、出張所代わりだと思っていたのですが、少し立場が違うのですかね。

○事務局

各センターについては、今、市の職員がおりませんので、出張所としての機能を行うことができません。

○会長

いずれにしろ、今後検討する必要があると思います。当然、私どもの議論の中で出た結論というのは、私どもの答申に入ると思いますので。

○事務局

今は論点整理の部分なので、こういう状況ですよという話はしましたけれども、それは皆さんで議論していただきたいと思います。

○会長

よく分かりました。ありがとうございます。

どうぞ。

○●●委員

ここに、広報しろいの記載は必須ではないと書いてありますが、今は、まだ新聞を取っている方もいるし、回覧板が回ってくるというのは、紙媒体でお知らせするものが多いというところがありまして、一言二言でも、そこに載せておくことで、情報が皆さんに行き渡るといいうところもあるので、省かなくても良いと思います。自分が知らないことでも、新聞を読んでいる方とか、その他の媒体を紙で見ている方が知っていることは多いのです。なので、そこに一文でも載せておくことで、皆さんに情報が行き渡るとは思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局

なぜこれを削除するかというような案を出したかといいますと、広報については、大体2か月後に掲載される形になるのです。今の白井市の広報に関しては、どちらかという、やったことよりも、これからやることを中心に載せていて、それだけでいっぱいだというのが現状としてあります。おそらく、今回のケースでは、やったことの公表になりますので、●●会議を開催しましたという形で載せることになると思います。

しかし、それだと、紙面に載る条件を満たさないことになってしまう。実際2か月後にこれをやりましたといったときには、もう次の会議をやっていることがあるため、紙面の都合上難しいと感じています。

過去には、委員の委嘱についても載せていたのですが、紙面の都合上、難しくなっているというのも現状としてあります。

今回このテーマの中で、確実に全部これを行わなければならないという形にしたいと思っているので、その中に広報を含めると、紙面の都合で載せたくても載せられないケースも出てしまうので難しいということで、除外するというので、案を出させていただいたところで

す。今までは選択する方式だったからできたけれども、今後、全部を行うとなると、広報への掲載を入れると、実施するのは難しいと感じています。

○事務局

先ほどの各センターで市ホームページを見られるかという話ですが、見られるそうです。

もし、御時間があれば、しろい市民まちづくりサポートセンターに寄っていただければと思うのですが、市の施設予約を行う用のパソコンがあるのですが、そちらについては、市からパソコンを各センターに導入しています。

その画面を確認してきたのですが、市ホームページというメニューが単体で記載がありましたので、そこをクリックすれば、市のトップページに行けるので、そこから閲覧することは可能であることを確認できました。

○●●委員

これは、もっと多くの方に公表したほうが良いです。職員の方も分かっていなかった。

○事務局

はい。承知しました。

○●●委員

では、その気になれば、自宅にいなくても、近くのセンターに行ったら見られるということですね。分かりました。

○事務局

そうですね。市のホームページ以外は選択できないようになっていますが、市のホームページは見られます。

○会長

広報紙そのもので、1行、例えば市のホームページで閲覧できますよということを書いていただいても良いのではないのでしょうか。中身まで載せると混乱してしまいますから、それはできますということだけを書けば。

とにかく一つの意見として本日はお伺いさせていただければと思います。今後またいろいろな意見が出てくることがあると思いますので、この部分は以上でよろしいでしょうか。先へ参りましょう。

○事務局

続きまして、「(5) 審議会等の市民公募委員の選考方法」についてになります。

事務局案といたしましては、②の無作為抽出公募委員候補者登録制度により登録された市民を含めるという内容を新設することとしました。理由といたしましては、公募を実施しても応募がないケースがあることや、参加者の固定化、若年層や女性の参加が少ないことから、多様な市民層の市政への参加を促すことを目的に、登録制度による公募についてを規定させていただくという形にさせていただきました。

御意見等ありましたら、お願いします。

○会長

いかがでしょうか。

特になければ次に進みます。

○事務局

では、続きまして、次のページ、5ページになります。

「(6) パブリックコメントの提出期間」になります。こちらは、前からお伝えしている内容です。現行、2週間以上となっているのですが、行政手続法第39条の意見公募手続の規定に合わせまして、30日以上とすることというように変更させていただきます。

御意見は、特にございませんでしょうか。

○会長

特にございませんか。

では、次に進みます。

○事務局

では、続きまして、「(7) その下の市民参加推進会議の再任規定の変更」についてとなります。

事務局案といたしましては、②の識見を有する者は再任制限を設けないというのを追記させていただこうと考えております。理由といたしましては、昨年度から会議で話し合ってきたとおり、市民については、多くの市民に参加いただくことや、継続的な審議等を実施する機会があることから、現行、再任を1回限りとしてきました。しかし、識見を有する方につきましては、この意図には当てはまらないものとなるため、再任規定をなくす形としました。

御意見等ありましたら、お願いします。

○会長

いかがでしょうか。

なければ、次に進みます。

○事務局

では、続けさせていただきます。

こちら6ページになりますが、「検討事項（現行条文に規定されていないもの）」となっております。

こちらの検討事項につきましては、現行条文には規定されていないものとなっております。ここで訂正がございます。「(1) 無作為抽出の公募委員候補者登録制度」になるのですが、こちらは先ほどの案件と同じとなりますので、削除させていただきます。申し訳ございません。

そのため、次の「(2) 周知方法の明文化」に進ませさせていただきます。

こちら事務局案が①のとおりとなっております。周知場所について新設するとなります。周知場所につきましては、情報公開コーナー、図書館、広報紙、ホームページとなっております。理由につきましては、結果公表については、今までも規定されておりましたが、周知方法についての規定がありませんでしたので、新設するものとなります。

なお、表現は全ての方法で行うという表現にこちらもさせていただきますので、その他の方法は記載をしないことといたしました。

御意見等ありましたら、よろしくお願いします。

○会長

いかがでしょうか。特にございませんか。

であれば、次に進みますが。

○事務局

先ほど●●委員がおっしゃっていたLINE等の周知については、私たちが考えているのは、推奨とする形になるのですけれども、例えば、条文の1項で、やらなければならないこと

を記載し、2項で、推奨する形で、その他の方法に努めるものとするという明記を行ったほうが良いのか。それとも、推奨なので、加点要素だから明記しないのか。どういう位置づけが良いでしょうか。

○●●委員

その下のガイドラインでという記載もあるので、ガイドラインというのもありだとは思いました。先ほどの項目のところも関係すると思うのですが、推奨する方法として、その他効果的に周知できる方法というのを書いておくだけでも良いと思いました。

○事務局

形としては、条文の第1項については、次のものを行わなければならないという形にして、第2項については、推奨を入れるかどうかという話になりますが、あったほうが良いでしょうか。

ガイドラインでも、そこは加点として残してあげたほうが良いのか、どちらが良いのかと思っ
ていまして。工夫とするか、努めるものとするのかで結構。

○●●委員

強い意味になりますよね。

○事務局

強い意味でやらなければいけない。これ以外もやる必要があるという話になるのか、それとも、ガイドラインに残しておく、工夫になるので、そこは加点が良いという話になるので、その辺りも含めて、後日御意見をいただければ助かります。いろいろ工夫をして、それぞれLINEをやっていたりとか、今回、市議会議員からお話があったのですが、ホームページのトップページのスライドバナーに、パブリックコメントを実施していますというバナーを作りました。そこをクリックすると、パブリックコメントを募集しているページが出るという取り組みを、3月から実施しているところです。そういった工夫等をどうするかという話もありますが、その辺りも、今日でなくても結構なので、どういう形が良いかを御教授いただくと助かります。

○事務局

続きまして、今の内容と関係するところになるのですが、その下の「(3) SNSを活用した周知、結果公表の明文化」についてなのですが、こちら事務局案①に、明文化しないと書かせていただきました。理由といたしましては、他市町村の条例でも規定されている団体がなかったことと、市の公式ではない民間の商用サービスの利用であることから、市で管理できるものではないため、今回は見送って、ガイドライン等で推奨として記載するものと書かせていただいたのですが、今言ったように、もし努力義務のような形にするということであれば、今の理由から必須としては、書くのは避けたほうが良いと思ったところではあるのですが、努めるということであれば可能かもしれないというところもあると思いますので、今後、ここに関しては、もし、努めるでも入れたほうが良いのではないかとということであれば、前項のところの項に追加をして、努めるという文章を書くということとか、文言はどうなるかというのは今後、検討が必要だと思うのですが、努めるだと強過ぎるのであれば、もっと柔らかい表現に言い方を変える等の方法もあると思うのですが、そこについては、今後、検討させていただきたいと思っております。

特に御意見等はございませんでしょうか。

○会長

ございませんか。

では、よろしいでしょうか。

○事務局

では、続きまして、7ページ目になります。

(4) オンライン会議の明文化についてになります。

事務局案につきましては、①のとおり、明文化しないといたしました。理由につきましては、オンライン会議については、現状ほとんどの審議会で運用されております。条例の規定がなくとも、特に運用上の問題も起きていないことや、ほかの市町村でも明文化していないことから規定しないといたしました。

また、現状、オンラインでの審議会参加を出席扱いとしていますが、先ほど事務局からお伝えしたところなのですけれども、現行、そのことについての規定がなく、審議会の規定につきましては、白井市では総務課で定めることとなっておりますので、市民参加条例の規定には該当しない可能性があるため、市内部で一度検討する必要があると考えております。その結果、そちらの総務課の審議会等に関するところで規定をしたほうがよいのか、市民参加条例のほうに含めるのかというところは、市内部で検討をさせていただきたいと考えているところです。

ただ、今回こういった理由によって、基本的には明文化しなくてもよいのではないかと考えているところになります。

以上です。

○会長

御意見いかがでしょうか。よろしいですか。

○事務局

市できちんと検討します。いずれにしろ、先ほど言ったように、どういう扱いにするかというのは、コロナ禍のタイミングで何となく導入されたところではあるので、きちんと定めるべき時期だと思っておりますので、来年中には決定したいと思っております。

○会長

ありがとうございます。

それでは、次に参りましょう。

○事務局

続きまして、最後になりますが、「(5) オンライン傍聴の明文化」についてになります。

事務局案につきましては、①のとおり、明文化しないとなっております。理由につきましては、他市町村でも、条例ではなく要綱等で規定しているため、委員への誹謗中傷ですとか炎上等のリスクを鑑みると、明文化は避けたほうが良いと考えて、規定しないこととしました。

ただし、現在の社会通念等を鑑みますと、いずれは導入を検討していく必要があると考えてはおります。もし導入するのであれば、まずは要綱等による規定で運用を試行して、問題がないようであれば、本格運用するような形が無難であると思われるため、今回は見送りさせていただきました。

御意見等ありましたら、よろしくお願いたします。

○会長

いかがですか。大丈夫ですか。

○事務局

オンライン傍聴、例えばZ o o m等で行う説明会等に関しては、オンラインでの説明の参加を認めているところです。実際そういう場合、事前申込みをして行っているのですが、ある程度クリアできるのですけれども、おそらく、本来は事前申込みは要らないのです。市の傍聴制度は、誰が来ても良いようになっており、門戸を広げておくほうが良いと思うので、その辺りも決まっていなくていいところもあって、決定していかないといけないとは思っています。

自分はこういう審議会にオンラインで参加したことがないのですけれども、今のやり方だとほぼ顔が見えないのですよね。声も聞こえているかどうか、わからないときがあるので、環境については検討していく必要があると思っています。

スタジオ等があるわけではないので、オンライン傍聴をきちんと行うのであれば、その辺りも考えていく必要があると思っています。

○●●委員

議会は、オンライン傍聴を行っていますよね。

○事務局

市ホームページの議会のページのところから、議会の映像を配信しています。議会は座る場所が決まっていますので、発言するときにズーム等ができたりするのですが、結構なお金がかかっているというのが現状です。

○事務局

議会に関しては、独自のシステムを入れておきまして、庁舎整備工事を行ったときに議場システムも新しく導入したところでもあって、古い市庁舎のときは、また違うシステムを使用していたのですけれども、そのときに新しいシステムに変わっているところではあります。

施設そのものが、そもそも放送するのに適した形に設置されている状態の部屋なので、それができるのですけれども、こういった普通の会議室ですと、今のところ会議室の状況がそういった設備がない状態ですので、簡易なもので行っているというところがあるのですけれども、もし、議場レベルで行うとなると、そういった設備の準備とかも必要になってくるかもしれないです。

○事務局

今の状態だと、声だけ聞こえていれば良いぐらいの雰囲気です、普段、この辺りにカメラを置いているので、おそらくオンライン傍聴だと誰がしゃべっているかも全然分からない状態だと思われると思います。

○●●委員

これに関しては、議事録がきちんと公開されているので、良いのではというのはあります。

○事務局

その辺も含めて検討していただきたいと思います。

○会長

大体、皆さんの御意見も承ったという感じなのですけれども。一応、項目的には最後となりましたが、この件については、これで終了となります。

○事務局

これで、全ての市民参加条例の見直しについての議題が終了となります。

本日はお疲れさまでした。

その他
特になし